

鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議

日 時：平成 27 年 1 月 18 日（日）9:00～

場 所：内閣府別館 9 階大会議室

議 題：佐賀県にしまつうらぐんありたちょう西松浦郡有田町の家きんにおける鳥イン
フルエンザの疑似患畜の発生について

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

平成27年1月17日
農林水産省対策本部決定

今後の対応方針

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

- 1 ①発生農場及び当該発生農場の関連農場における飼養家きんの殺処分及び焼埋却、②当該農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、当該農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 小泉副大臣を現地に派遣。
- 5 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 6 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。
- 7 佐賀県の殺処分、焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の地方農政局、地域センター、動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 8 疫学調査チームの派遣。
- 9 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
- 10 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

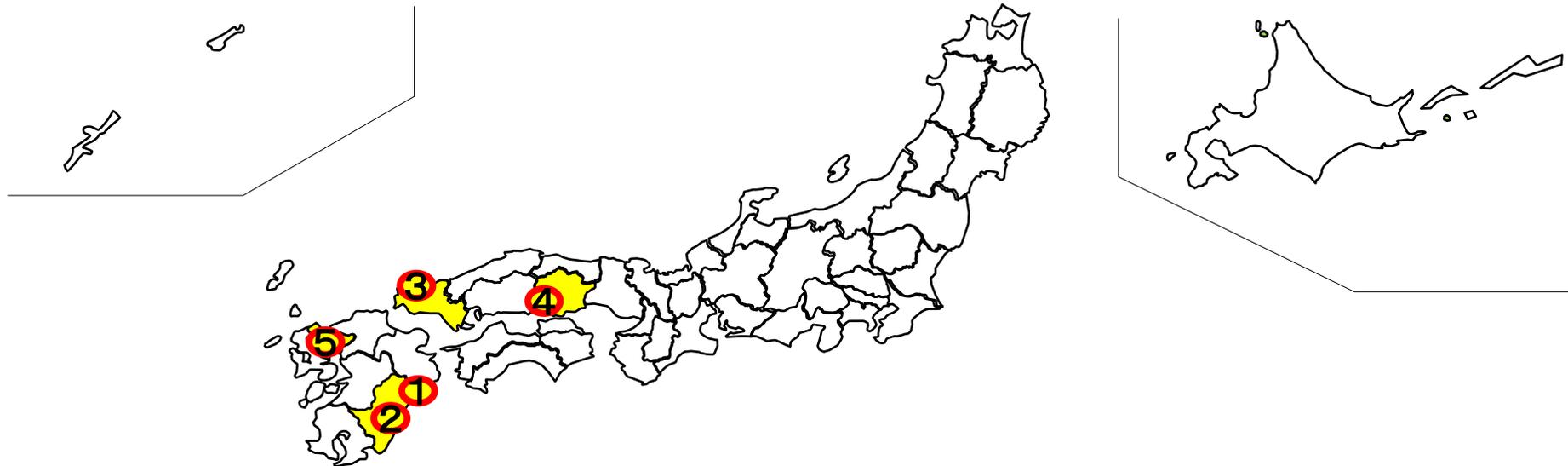
今冬の鳥インフルエンザ(家きん)の発生について

2015年1月18日現在

発生概要				防疫対応状況						
事例	発生日※1	発生場所	飼養羽数/種別	防疫措置 (殺処分、消毒等)	終了	清浄性 確認検査	搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除	防疫対応終了	
①	宮崎県 1例目	2014年 12月16日	宮崎県 延岡市	3,870羽 肉用種鶏	12月16日完了		12月27日開始 12月31日終了	12月31日解除		1月7日0時解除
②	宮崎県 2例目	2014年 12月28日	宮崎県 宮崎市	42,155羽 肉用鶏	12月29日完了		1月9日開始 1月13日終了	1月13日解除		1月20日予定
③	山口県	2014年 12月30日	山口県 長門市	32,770羽 肉用種鶏	1月1日完了		1月12日開始 1月16日終了	1月16日解除		1月23日予定
④	岡山県	2015年 1月15日	岡山県 笠岡市	約20万羽 採卵鶏	1月16日開始		未定	未定		未定
⑤	佐賀県	2015年 1月18日	佐賀県 有田町	72,900羽※2 肉用鶏	1月18日開始		未定	未定	未定	

※1 遺伝子検査によりH5亜型陽性(疑似患畜)と判明した日

※2 関連農場(飼養管理者が発生農場の飼養管理をおこなっていたため、疑似患畜の発生農場と判定される農場)を含む



佐賀県(有田町)における鳥インフルエンザへの対応について

1 発生状況とこれまでの経緯

(1) 1月17日、佐賀県の肉用鶏農場において、死亡羽数が平時と比べ増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

(2) このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、疑似患者と判定された場合の防疫方針等を決定。

(3) 1月18日未明、H5亜型陽性(疑似患者)と判明したことから、総理指示を踏まえ、

① 鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議が開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに

② 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	西松浦郡 有田町	44,700羽 (7鶏舎)	肉用鶏
関連農場	西松浦郡 有田町	28,200羽 (5鶏舎)	肉用鶏

○ 周辺半径 10km 圏内の農場 (佐賀県及び長崎県)

	肉用鶏		採卵鶏		種鶏		その他		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	13	247,000	0	0	0	0	0	0	13	247,000
3-10km圏内 (うち長崎県内)	9 (2)	212,618 (20,230)	6 (2)	54,667 (3,230)	0 (0)	0 (0)	11 (3)	149 (6)	26 (7)	267,434 (23,466)
合計	22	459,618	6	54,667	0	0	11	149	39	514,434

〔 ※ 3km圏内は全て佐賀県内 〕

○ 発生状況確認検査

3km圏内の農場7戸※について実施中。

〔 ※ 3km圏内の13戸のうち6戸は空舎のため検査数に含まない。 〕

2 今後の対応方針と対応状況

		対応方針	対応状況
防疫措置	1	<p>①発生農場及び当該発生農場の関連農場における飼養家きんの殺処分及び埋却</p> <p>②移動制限区域(農場から半径3km以内)の設定</p> <p>③搬出制限区域(半径3kmから10km以内)の設定</p> <p>等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。</p>	<p>1月18日 2:48より②・③を開始。</p> <p>1月18日 2:52より①を開始。</p>
	2	<p>移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。</p>	<p>1月18日 移動制限区域内の農場7戸について発生状況確認検査(臨床検査、抗体検査及びウイルス検査)を実施中。</p>
	3	<p>感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。</p>	<p>1月18日 佐賀県に14か所、長崎県に4か所の消毒ポイントを設置。</p>
	4	<p>小泉副大臣を現地に派遣。</p>	<p>1月18日 佐賀県と連携して防疫対応に当たるため、小泉副大臣が佐賀県知事と会談予定。</p>
	5	<p>食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。</p>	<p>1月18日 開催予定。</p>

	対応方針	対応状況	
情報収集	6	感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。	1月17日より消費・安全局から3名を佐賀県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7	佐賀県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	1月17日より九州農政局から3名を佐賀県に派遣。
	8	疫学調査チームの派遣。	1月18日 発生農場に立ち入り、現地調査を実施予定。
	9	全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	1月18日 本病に対する監視体制の強化を図るよう全都道府県に対し、通知を発出。
情報伝達	10	関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・1月17日 20:00 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部開催後、防疫方針等について、プレスリリース。農林水産省HPに掲載。 ・1月15日 消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。 ・昨年12月16日より本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により監視を開始。不適切表示を発見した場合には、是正を要請。 ・ALIC事業により作成した風評被害防止ポスターについて、国内における鳥インフルエンザの発生状況を踏まえ、各農政局に送付済。

宮崎県(1例目:延岡市北川町)における鳥インフルエンザへの対応について

1 発生状況とこれまでの経緯

(1)12月15日、宮崎県の肉用種鶏農場において、死亡羽数が平時と比べ増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

(2)このため、12月16日午前0時に、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、疑似患畜と判定された場合の防疫方針等を決定。

(3)12月16日未明、H5亜型陽性(疑似患畜)と判明したことから、総理指示を踏まえ、

- ① 鳥インフルエンザ関係閣僚会議が開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに
- ② 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

(※12月17日に遺伝子解析で、患畜と判定)

(4)12月19日、N8亜型であることが判明。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	延岡市 北川町	3,870羽 (1鶏舎)	肉用 種鶏

○ 周辺半径 10km 圏内の農場 (宮崎県)

	肉用鶏		採卵鶏		種鶏		その他		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	0	0	0	0	1	8,280	0	0	1	8,280
3-10km圏内	0	0	0	0	※2	11,300	0	0	2	11,300
合計	0	0	0	0	3	19,580	0	0	3	19,580

※ 3-10km圏内の農場(種鶏)の2戸中、1戸は大分県内に所在(4,800羽飼養)。
なお、10km圏内には食鳥処理場等の畜産関連施設はなし。

○ 発生状況確認検査

3km圏内の種鶏農場1戸について実施、12月20日、陰性を確認。

○ 清浄性確認検査

3km圏内の種鶏農場1戸について実施、12月31日に陰性を確認。同日、搬出制限を解除。
1月7日0時をもって移動制限を解除。

2 今後の対応方針と対応状況

		対応方針	対応状況
防疫措置	1	①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ②移動制限区域(農場から半径3km以内)の設定 ③搬出制限区域(半径3kmから10km以内)の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	12月16日 2:30より①・②・③を開始。 12月16日 19:30 死体や汚染物品※の埋却、消毒等の防疫措置が完了。 ※ 種卵(約50,000個)、鶏糞等 12月31日 搬出制限区域が解除。 1月7日 0:00 移動制限区域が解除
	2	移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。	12月16日 移動制限区域内の農場1戸について発生状況確認検査(臨床検査、抗体検査及びウイルス検査)を実施。20日、全て陰性を確認。
	3	感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	12月16日 宮崎県に8ヶ所、大分県に2ヶ所の消毒ポイントを設置。
	4	小泉副大臣を現地に派遣。	12月16日12:40 宮崎県と連携して防疫対応に当たるため、小泉副大臣が宮崎県知事と会談。
	5	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	12月16日14:30に開催。防疫指針に基づく防疫措置の徹底、海外における発生状況・ウイルスの性状分析を踏まえた感染経路究明の重要性等について指摘。

	対応方針	対応状況
情報収集	6 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。	12月16日 農林水産省本省から3名を宮崎県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7 宮崎県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	12月16日 宮崎地域センターから2名を県庁に派遣。
	8 疫学調査チームの派遣。	12月16日 発生農場に立ち入り、現地調査を実施。 12月18日 調査結果を公表。
	9 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	12月16日、本病に対する監視体制の強化を図るよう全都道府県に対し、通知を発出。
情報伝達	10 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・12月16日7:30 防疫方針等について、記者向けにブリーフィングを実施。以降、必要に応じて実施。 ・12月16日、消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。農林水産省HPにも掲載。 ・12月16日より本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により監視を開始。不適切表示を発見した場合には、是正を要請。 ・ALIC事業により作成した風評被害防止ポスターについて、九州農政局の要請に基づき、公益社団法人 日本食肉消費総合センターから九州農政局・都道府県を通じ、食肉等販売店に提供。

宮崎県(2例目:宮崎市高岡町)における鳥インフルエンザへの対応について

1 発生状況とこれまでの経緯

(1)12月28日、宮崎県宮崎市高岡町の肉用鶏農場において、死亡羽数が平時と比べ増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

(2)このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、疑似患畜と判定された場合の防疫方針等を決定。

(3)同日深夜、H5亜型陽性(疑似患畜)と判明したことから、総理指示を踏まえ、

① 鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議が開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに、

② 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

(※ 12月30日に遺伝子解析で患畜と判定)

(4)12月31日に、N8亜型であることが判明。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	宮崎市 高岡町	42,155羽 (4鶏舎)	肉用鶏

○ 周辺半径 10km 圏内の農場

	肉用鶏		採卵鶏		種鶏		その他		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	4	134,500	0	0	1	10,000	0	0	5	144,500
3-10km圏内	45	1,884,400	2	1,680	6	48,464	1	90	54	1,932,634
合計	49	2,018,900	2	1,680	7	58,464	1	90	59	2,079,134

○ 発生状況確認検査

3km圏内の農場5戸について実施。1月2日、陰性を確認。

○ 清浄性確認検査

3km圏内の農場5戸について実施、1月13日に陰性を確認。同日、搬出制限を解除。

2 今後の対応方針と対応状況

	対応方針	対応状況
防疫措置	1 ①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却 ②移動制限区域(農場から半径3km以内)の設定 ③搬出制限区域(半径3kmから10km以内)の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	12月29日 0:00より②・③を開始。 12月29日 1:20より①を開始。 12月29日 14:50 死体等の処分、消毒等の防疫措置が完了。 1月13日 搬出制限区域が解除。 【移動制限区域解除等のスケジュール】 1月20日:移動制限区域解除 となる見込み
	2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。	移動制限区域内の農場5戸について発生状況確認検査(臨床検査、抗体検査、ウイルス検査)を実施。1月2日、全て陰性を確認。
	3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	12月29日 宮崎県内に10ヶ所の消毒ポイントを設置。
	4 小泉副大臣を現地に派遣。	12月16日に対応済み。
	5 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	12月29日13:30に開催。

	対応方針	対応状況
情報収集	6 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。	12月29日 農林水産省本省から1名を宮崎県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7 宮崎県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	12月29日 宮崎地域センターから1名を県庁に派遣。
	8 疫学調査チームの派遣。	12月29日 疫学調査チーム4名が発生農場に立ち入り、現地調査を実施。 12月31日 調査結果を公表。
	9 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	12月28日 本病に対する監視体制の強化を図るよう全都道府県に対し、通知を发出。
情報伝達	10 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・12月29日15:30 防疫方針等について、記者向けにブリーフィングを実施。以後、必要に応じて実施。 ・12月16日に消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を发出。農林水産省HPにも掲載済。 ・12月16日より本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により監視を開始。不適切表示を発見した場合には、是正を要請。(継続中) ・ALIC事業により作成した風評被害防止ポスターについて、九州農政局の要請に基づき、公益社団法人 日本食肉消費総合センターから九州農政局・都道府県を通じ、食肉等販売店に提供。

山口県(長門市)における鳥インフルエンザへの対応について

1 発生状況とこれまでの経緯

(1)12月29日、山口県長門市日置中新市の肉用種鶏農場において、死亡羽数が平時と比べ増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

(2)このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、疑似患畜と判定された場合の防疫方針等を決定。

(3)12月30日未明、H5亜型陽性(疑似患畜)と判明したことから、総理指示を踏まえ、

- ① 鳥インフルエンザ関係閣僚会議が開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに、
- ② 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

(4)12月31日、遺伝子解析で患畜と判定。また、N8亜型であることが判明。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	長門市 日置中	32,770羽 (10鶏舎)	肉用種鶏

○ 周辺半径 10km 圏内の農場

	肉用鶏		採卵鶏		種鶏		その他		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	7	119,123	1	386	1	25,000	1	200	10	144,709
3-10km圏内	18	474,203	0	0	0	0	1	200	19	474,400
合計	25	593,323	1	386	1	25,000	2	400	29	619,109

○ 発生状況確認検査

3km圏内の6農場※について実施。1月3日、陰性を確認。

○ 清浄性確認検査

3km圏内の6農場※について実施、1月16日に陰性を確認。同日、搬出制限を解除。

※ 3km圏内の10農場のうち以下の4農場は検査数に含まない。

- ・ 肉用農場の2戸:空舎
- ・ 採卵農場の1戸:肉用鶏も飼育しており農場数が重複
- ・ その他の1戸:ハト農場(家きん以外)

2 今後の対応方針と対応状況

	対応方針	対応状況
防疫措置	<p>1</p> <p>①当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼却 ②移動制限区域(農場から半径3km以内)の設定 ③搬出制限区域(半径3kmから10km以内)の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。</p>	<p>12月30日 1:20より②・③を開始。 12月30日 3:20より①を開始 1月1日 19:00 死体、汚染物品※の処分、消毒等の防疫措置が完了。 ※ 種卵(約500,000個)、鶏糞等 1月16日 搬出制限区域解除</p> <p>【移動制限区域解除等のスケジュール】 1月23日:移動制限区域解除 となる見込み</p>
	<p>2</p> <p>移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。</p>	<p>12月30日 移動制限区域内の農場6戸について発生状況確認検査(臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査)を実施。1月3日、全て陰性を確認。</p>
	<p>3</p> <p>感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。</p>	<p>12月30日 山口県内に13ヶ所の消毒ポイントを設置。</p>
	<p>4</p> <p>あべ副大臣を現地に派遣。</p>	<p>12月30日12:15 山口県と連携して防疫措置を実施するため、あべ副大臣が山口県知事と会談。</p>
	<p>5</p> <p>食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。</p>	<p>12月30日10:30に開催。</p>

	対応方針	対応状況
情報収集	6 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。	12月29日 農林水産省本省から3名を山口県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。
	7 山口県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	12月30日 山口地域センターから1名を県庁に派遣。
	8 疫学調査チームの派遣。	12月30日 疫学調査チーム4名が発生農場に立ち入り、現地調査を実施。 1月5日 調査結果を公表。
	9 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	12月30日 本病に対する監視体制の強化を図るよう全都道府県に対し、通知を発出。
情報伝達	10 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・12月30日12:30 防疫方針等について、記者向けにブリーフィングを実施。以後、必要に応じて実施。 ・12月30日に消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。農林水産省HPにも掲載済。 ・12月16日より本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により監視を開始。不適切表示を発見した場合には、是正を要請。(継続中) ・ALIC事業で作成した風評被害防止のためのポスターについて、中国四国農政局から山口県を通じて小売店等に配布。

岡山県(笠岡市)における鳥インフルエンザへの対応について

1 発生状況とこれまでの経緯

(1) 1月15日、岡山県の採卵鶏農場において、死亡羽数が平時と比べ増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。

(2) このため、同日、農林水産省では、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、疑似患畜と判定された場合の防疫方針等を決定。

(3) 1月15日深夜、H5亜型陽性(疑似患畜)と判明したことから、総理指示を踏まえ、

① 鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議が開催され、本病の関係府省庁間での連携を確認するとともに

② 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定した対応方針に基づく措置を実施し、迅速に対応。

(4) 1月17日、遺伝子解析で患畜と判定。また、N8亜型であることが判明。

○ 発生農場の概要

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	笠岡市 東大戸	約20万羽 (9鶏舎)	採卵鶏

○ 周辺半径 10km 圏内の農場 (岡山県及び広島県)

	肉用鶏		採卵鶏		種鶏		その他		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	0	0	6	267,400	0	0	0	0	6	267,400
3-10km圏内	0	0	15	718,065	0	0	※18	228	33	718,293
合計	0	0	21	985,465	0	0	18	228	39	985,693

〔 ※ 3-10km圏内の農場(その他)の18戸は全て広島県内に所在。
(計228羽飼養) 〕

○ 発生状況確認検査

3km圏内の農場6戸について実施中。

2 今後の対応方針と対応状況

		対応方針	対応状況
防疫措置	1	①当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼却 ②移動制限区域(農場から半径3km以内)の設定 ③搬出制限区域(半径3kmから10km以内)の設定 等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。	1月15日 23:05より②・③を開始。 1月16日 1:30より①を開始。
	2	移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査等を実施。	1月16日 移動制限区域内の農場6戸について発生状況確認検査等(臨床検査、抗体検査、遺伝子検査及びウイルス検査)を実施中。
	3	感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。	1月16日 岡山県に9か所、広島県に4か所の消毒ポイントを設置。
	4	あべ副大臣を現地に派遣。	1月16日 10:30 岡山県と連携して防疫対応に当たるため、あべ副大臣が岡山県知事と会談。
	5	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。	1月16日 開催。防疫指針に基づく防疫措置の徹底とともに、依然として発生リスクは高い状態が続いており、危機管理体制を改めて確認すること等について指摘。

		対応方針	対応状況			
情報収集	6	感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。	1月15日より消費・安全局から3名を岡山県庁に派遣、現地で防疫方針について助言・指導。			
	7	岡山県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。	日時	動物検疫所	家畜改良センター	中国四国農政局
			1月16日	3名	10名	3名
			1月17日	6名	10名	61名
			1月18日	6名	10名	61名
8	疫学調査チームの派遣。	1月16日 発生農場に立ち入り、現地調査を実施。				
9	全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。	1月16日 本病に対する監視体制の強化を図るよう全都道府県に対し、通知を発出。				
情報伝達	10	関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・1月15日18:30 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部開催後、防疫方針等について、記者向けにブリーフィングを実施。農林水産省HPに掲載。 ・1月15日 消費・安全局、食料産業局及び生産局で本病に関する正しい知識を普及するための通知を発出。 ・昨年12月16日より本病について、小売店舗等で不適切な表示が行われないよう農政局等の取組により監視を開始。不適切表示を発見した場合には、是正を要請。 ・ALIC事業により作成した風評被害防止ポスターについて、国内における鳥インフルエンザの発生状況を踏まえ、各農政局に送付済。 			

平成 27 年 1 月 18 日
消 費 者 庁

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認を受けた 消費者庁の対応

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認を受け、国民に対して正確な情報を迅速に伝える観点から、

「我が国の現状においては、鳥インフルエンザに感染した鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトに感染する可能性はない」旨を以下のツールにより、消費者に対して情報発信し、正確な情報に基づく冷静な対応を呼び掛け。

- 報道発表
- 消費者庁ウェブサイトへの掲載
- 都道府県等の消費者行政部局に、消費者への情報発信や相談対応等及び市区町村への周知依頼
- ツイッター配信（約 5 万フォロワー）

平成 27 年 1 月 18 日

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ疑い事例に係る
環境省の対応について

環境省自然環境局

佐賀県西松浦郡有田町の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例への環境省の対応は以下のとおり。

- 発生農場周辺半径 10km を野鳥監視重点区域に指定し、佐賀県及び長崎県に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 九州地方環境事務所に、佐賀県及び長崎県と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を指示。
- 野鳥緊急調査チームを現地に派遣予定。
※野鳥緊急調査チームは、現地の状況把握、指導助言等を実施。

<参考：これまでの取組>

- これまでの環境省の取組として、冬鳥の渡来に合わせ毎年10月～翌年4月（飛来状況によっては5月）に全国の渡来地で糞便を採集、また通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査。
- 今シーズンは、以下の通り野鳥において10件の高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）が確認されている。

・ <u>島根県</u> ^{やすぎし} 安来市	渡り鳥糞便	11月13日判明
・ <u>千葉県</u> ^{ちようせいぐんながらまち} 長生郡長柄町	カモ類糞便	11月21日判明※
・ <u>鳥取県</u> 鳥取市	カモ類糞便	11月27日判明
・ <u>鹿児島県</u> ^{いずみし} 出水市	マナヅル	11月29日判明
・ <u>鹿児島県</u> 出水市	ねぐらの水	12月6日判明
・ <u>鹿児島県</u> 出水市	ナベヅル	12月10日判明
・ <u>鹿児島県</u> 出水市	ナベヅル	12月19日判明
・ <u>岐阜県</u> ^{かにし} 可児市	オシドリ	12月20日判明
・ <u>鹿児島県</u> 出水市	ナベヅル	12月30日判明
・ <u>鹿児島県</u> 出水市	ナベヅル	1月7日判明

※国内の複数箇所で大病原性鳥インフルエンザが発生したため、11月21日、全国の対応レベルを2から3に引き上げ。

※各地に野鳥緊急調査チームを派遣。野鳥の大量死等の異常は認められず。

（出水市においては、11月29日判明の事例の時に派遣したため、その後再度の派遣は行わず。）

事務連絡
平成 27 年 1 月 18 日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）が疑われる事例の発生について
（情報提供）

今般、農林水産省より、別添のとおり、佐賀県の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）が疑われる事例が発生した旨の発表がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止に適切な対応がとられるよう、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日付け健感発第 1227003 号）に基づいた対応をお願いするとともに、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成 18 年 11 月 22 日付け健感発第 1122001 号）に基づき、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、保健所に連絡されるよう改めて周知をお願いします。

別添：農林水産省による公表資料

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5 亜型であり、本日、疑似患畜であることが確認されました。
また、あわせて、別添のとおり、総理指示がありましたのでお知らせいたします。

1. 概要

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5 亜型であり、本日、疑似患畜であることが確認されました。

NA 亜型については、今後、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において検査予定です。

<添付資料>

- ・ 総理指示

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課
担当者：三宅、下平
代表：03-3502-8111（内線 4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。